

2013年5月20日 全18頁

# 証券・保険にも公的資金注入が可能に

## 【預保法改正法案の“resolution”】預金取扱金融機関は102条と併存

金融調査部 研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2013年4月16日、金融庁は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（金商法等改正法案）を国会に提出している。金商法等改正法案には、金融機関の秩序ある処理（“resolution”）の枠組みの整備を目的とした、預金保険法の一部を改正する法案（預保法改正法案）が含まれている。
- 預保法改正法案は、既存の金融危機対応措置である預金保険法102条を残しつつ、対象を金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）に拡大した“resolution”の新設を提案するものである。
- “resolution”は、市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合、金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定することにより実施される。措置内容は、預金保険機構による監視、流動性供給・資金援助等である（債務超過でない場合、必要に応じて資本増強も可能）。そして、“resolution”を実施する場合には、契約上のベイルイン（無担保債権のヘアカット又は普通株式への転換）が発動される。
- 既存の預金保険法102条と新設の“resolution”は、その発動の認定（金融危機対応会議による認定）、債務超過をしていない場合の資本増強、そして費用負担（負債額をベースとした業界の事後負担を原則）について、重複するアプローチを採っている。そのため、預保法改正法案の提案は、預金取扱金融機関にとっては大きな意味を持たない可能性がある（もっとも、これまでとは異なり、預金取扱銀行以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）の破綻に際しても費用負担を求められ得ることにはなる）。
- これに対して、預金取扱金融機関以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）にとっては、預保法改正法案の提案は大きな意味を持つ。というのは、（一時国有化は想定されていないとはいえ、）これまでは預金取扱金融機関のみを対象としてきた、公的資金注入の対象に新たに加えられ得ることになるためである。
- 預保法改正法案は、公布日から9ヶ月以内で政令で定める日から施行される予定である。

## [目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 預保法改正法案の概要	2
■ 3. “resolution”の適用対象	3
■ 4. “resolution”の発動要件と認定手続	4
■ 5. “resolution”の措置内容	4
■ 6. “resolution”実施時における早期解約条項の発動の停止	14
■ 7. “resolution”に係る資金調達・費用負担	15
■ 8. “resolution”と預金保険法 102 条の関係	16
■ 9. 施行スケジュール	18

## 1. はじめに

2013 年 4 月 16 日、金融庁は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下、「金商法等改正法案」）を国会に提出している<sup>1</sup>。

金商法等改正法案には、金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理（以下、「resolution」）<sup>2</sup>の枠組みの整備を目的とした、預金保険法の一部を改正する法案（以下、「預保法改正法案」）が含まれている。

本稿では、預保法改正法案の内容を簡潔に紹介する。

## 2. 預保法改正法案の概要

預保法改正法案の背景には、G20 カンヌ・サミット（2011 年 11 月）にて採択された金融安定理事会（FSB）による報告書（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」）<sup>3</sup>、そしてこれを踏まえて 2013 年 1 月に公表された金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、「WG」）による報告書（「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」。以下、「WG報告」）がある<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 金商法等改正法案の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「インサイダー、破綻処理などに関する金商法等改正法案の概要」（横山淳）[2013 年 4 月 19 日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130419\\_007069.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130419_007069.html)

<sup>2</sup> “resolution”は、金融危機以降の G20 や金融安定理事会（FSB）による用語であり、破産法や会社更生法等に基づく通常の清算・再建手続によらない、市場機能維持のための危機対応措置を指している。

<sup>3</sup> FSB による報告書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設」（金本悠希）[2011 年 11 月 22 日]  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/11112201financial.html>

<sup>4</sup> 預保法改正法案の背景については、以下の大和総研レポートも参照されたい。

◆ 「ノンバンクにも公的資金注入か？」（鈴木利光）[2012 年 11 月 20 日]  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12112001financial.html>

預保法改正法案は、こうした国際的な流れを踏まえて、（かつて我が国が経験した不良債権型の金融危機ではなく、）リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機に対応すべく、“resolution”の枠組みとして、次のような制度を整備する旨提案するものである。

#### 【適用対象】

- 金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）

#### 【認定の手続】

- 金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定

#### 【発動要件と措置内容】

- 市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合

⇒ 預金保険機構による監視

⇒ 流動性供給・資金援助等の措置

※ 債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能

→ 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現

（注）措置を発動する場合には、契約上のバйлイン（無担保債権のカット又は株式化）を発動

#### 【資金調達・費用負担】

- 預金保険機構による資金調達に政府保証を付す。

万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則。

例外的な場合には、政府補助も可能。預金保険機構の危機対応勘定で経理。

（出所）金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」より作成

### 3. “resolution”の適用対象

“resolution”の適用対象は、金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）である。

具体的には、次のような「金融機関等」である。

#### 【“resolution”の適用対象となる「金融機関等」】

金融機関（※1） / 外国銀行支店 / 銀行持株会社 / 長期信用銀行持株会社 / 銀行子法人等 / 長期信用銀行子法人等 / 銀行持株会社子法人等 / 長期信用銀行持株会社子法人等 / 信用金庫等子法人等 / 信用協同組合等子法人等 / 労働金庫等子法人等 / 商工組合子法人等 / 保険会社 / 保険持株会社 / 保険会社子法人等 / 保険持株会社

子法人等 / 外国保険会社等 / 金融商品取引業者 / 指定親会社（※2） / 金融商品取引業者子特定法人（※3） / 指定親会社（※2）の子会社等 / 証券金融会社 / その他我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者（※4）

（※1）銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫をいう。

（※2）金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が1兆円を超える証券会社）の親会社であって、当該親会社及びその子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資は保護のため特に必要であるとして内閣総理大臣が指定する者をいう。

（※3）金融商品取引業者がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行又は長期信用銀行をいう。

（※4）具体的には政令で定められることとされている。

（出所）預保法改正法案 126 条の 2 第 2 項より作成

#### 4. “resolution” の発動要件と認定手続

内閣総理大臣は、“resolution” が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときは、金融危機対応会議（構成員：内閣総理大臣、官房長官、金融担当大臣、財務大臣、日本銀行総裁、金融庁長官）の議を経て、“resolution” を講ずる必要がある旨の認定（以下、「特定認定」）を行うことができる（預保法改正法案 126 条の 2 第 1 項参照）。

もともと、内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対して特定認定を行おうとするときは厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対して特定認定を行おうとするときは経済産業大臣の意見を、それぞれ事前に聴かなければならない（預保法改正法案 126 条の 2 第 3 項参照）。

#### 5. “resolution” の措置内容

##### (1) 概観

“resolution” の措置内容を概観すると、図表 1 のようになる。

図表 1 概観：“resolution” の措置内容

メイン措置	特定第一号措置 (債務超過でないことを前提)	特定第二号措置 (債務超過等の場合)
		特別監視 資金の貸付け等 特定株式等の引受け等
付随措置	(※)	契約上のペイルインの発動
		株主総会等の決議等によらない許可
		回収等停止要請 ブリッジ金融機関・受皿金融機関

（※）脚注 14 参照

（出所）預保法改正法案を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

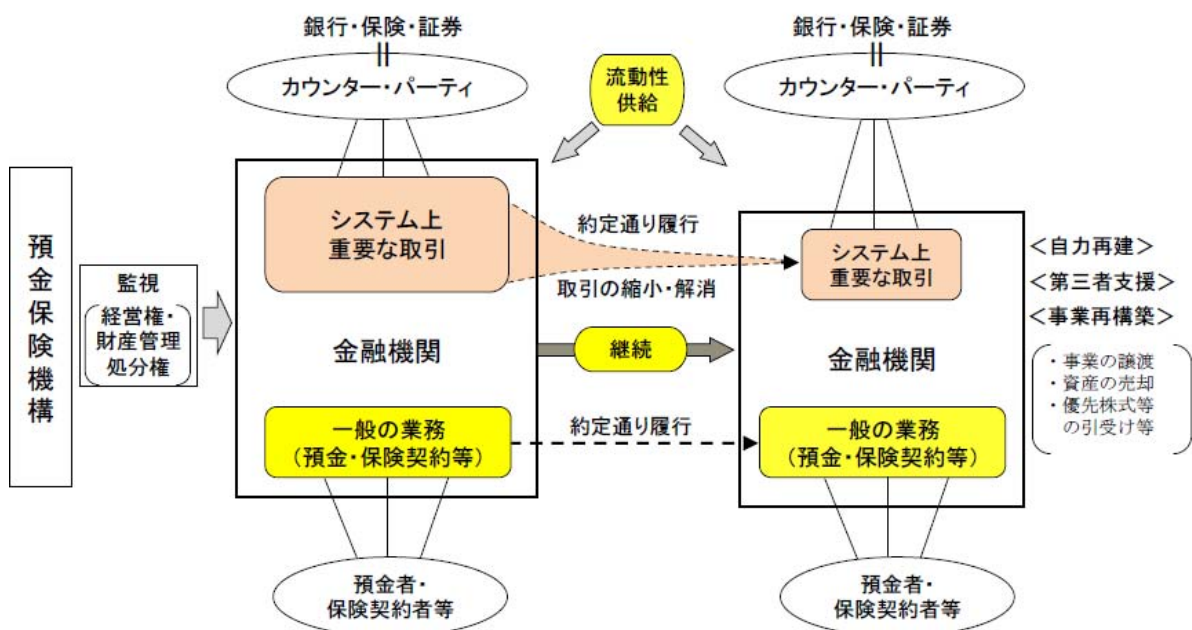
## (2) 特定第一号措置（債務超過でないことを前提）

債務超過でない場合の“resolution”（以下、「特定第一号措置」）は、次の3つである（図表2参照）。

【特定第一号措置】	
①	特別監視
②	資金の貸付け等
③	特定株式等の引受け等

（出所）預保法改正法案126条の2第1項第1号より作成

図表2 特定第一号措置のイメージ（債務超過でないことを前提）



（出所）金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」

### ① 特別監視

内閣総理大臣は、特定認定が行われたときは、直ちに、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が預金保険機構により監視（以下、「特別監視」）される者として指定（以下、「特別監視指定」）する（預保法改正法案126条の3第1項参照）。

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視指定に係る金融機関等（以下、「特別監視金融機関等」）に対し、当該特別監視金融機関等の業務及び財産の状況等に関し内閣総理大臣及び預金保険機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその内閣総理大臣及び預金保険機構に対する提出を命ずることができる（預保法

改正法案 126 条の 3 第 5 項参照)。

預金保険機構は、特別監視指定があったときは、特別監視金融機関等に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、その経営に関する計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告等を行うことができる(預保法改正法案 126 条の 3 第 2 項参照)。

なお、預金保険機構は、必要があるときは、特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を、第三者<sup>5</sup>に委託することができる(預保法改正法案 126 条の 4 参照)。

## ② 資金の貸付け等

預金保険機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から「資金の貸付け等」(我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け・債務の保証をいう)の申し込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、運営委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申し込みに係る資金の貸付け等を行う旨の決定を行うことができる(預保法改正法案 126 条の 19 第 1 項参照)。

## ③ 特定株式等の引受け等

特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等(又は当該金融機関等を子法人等とする金融機関等)は、預金保険機構が、当該特定認定に係る金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等(又は当該金融機関等を子法人等とする金融機関等)の「特定株式等」(株式等<sup>6</sup>、特定劣後特約付社債<sup>7</sup>、株式会社・協同組織金融機関以外のものの出資<sup>9</sup>又は基金に係る債権をいう)の引受け等を行うことを、預金保険機構に申し込むことができる(預保法改正法案 126 条の 22 第 1 項・3 項参照)。

預金保険機構は、内閣総理大臣に対し、当該申し込みを行った金融機関等と連名で、当該申し込みに係る特定株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求める(預保法改正法案 126 条の 22 第 2 項・4 項参照)。

<sup>5</sup> 投資者保護基金や保険契約者保護機構が想定されているものと思われる(WG 報告など参照)。

<sup>6</sup> 次に掲げる株式を含む(預保法改正法案 126 条の 22 第 6 項第 1 号参照)。

① 当該株式が他の種類の株式への転換(当該株式が発行会社に取得され、その引き換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この脚注において同じ。)の請求が可能とされるものである場合、その請求により転換された他の種類の株式

② 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

③ 当該株式又は①若しくは②に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

<sup>7</sup> 元金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、銀行、長期信用銀行、銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものをいう(預保法改正法案 126 条の 22 第 6 項第 1 号イ参照)。

<sup>8</sup> 当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている時にその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式を含む(預保法改正法案 126 条の 22 第 6 項第 1 号ロ参照)。

<sup>9</sup> 優先出資である場合、当該優先出資について分割された優先出資を含む(預保法改正法案 126 条の 22 第 6 項第 1 号ハ参照)。

当該申し込みを行った金融機関等は、内閣総理大臣に対し、経営健全化計画を提出する（預保法改正法案 126 条の 22 第 5 項参照）。

内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該申し込みに係る特定株式等の引受け等を行うべき旨決定する。

**【特定株式等の引受け等の実施要件】 (And)**

- 預金保険機構が特定株式等の引受け等により取得する特定株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと
- 当該申し込みを行った金融機関等がその財産をもって債務を完済することが出来ない金融機関等でないこと
- 経営健全計画の確実な履行等を通じて、経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化のための方策の実行が見込まれること

(出所) 預保法改正法案 126 条の 22 第 6 項より作成

なお、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等は、特定株式等の引受け等の申し込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、特定株式等の引受け等以外の方法による自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画を提出しなければならない（預保法改正法案 126 条の 21 参照）。

### (3) 特定第二号措置（債務超過等の場合）

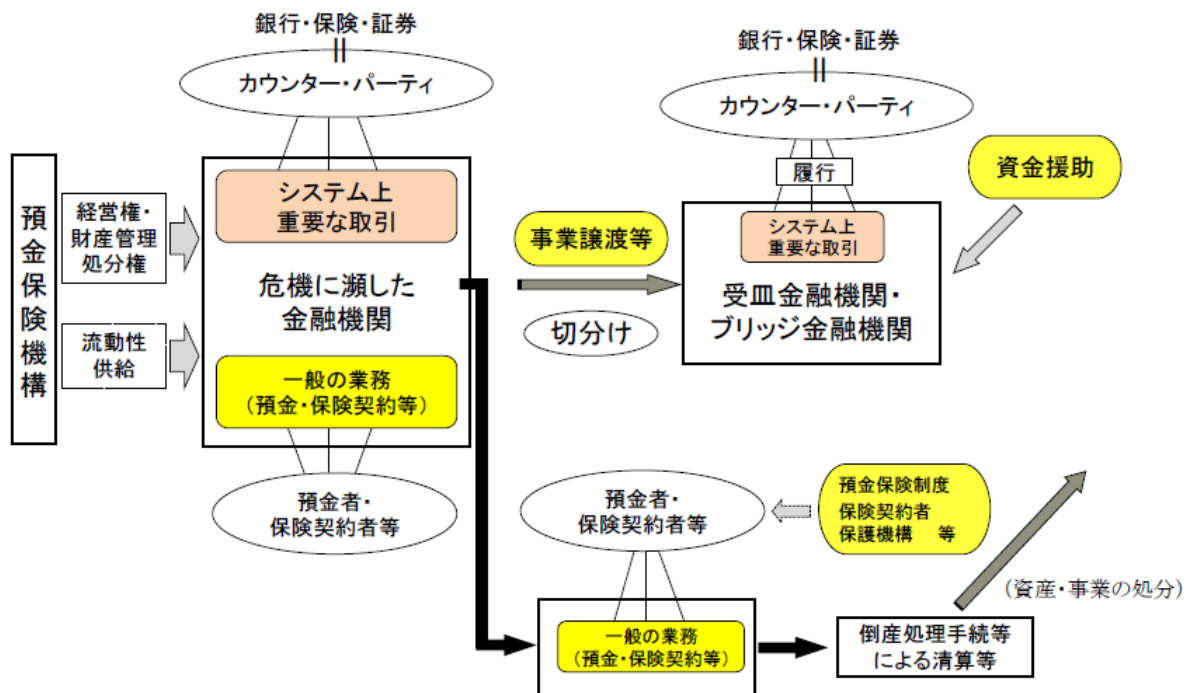
債務超過の（おそれがある）場合又は支払停止の（おそれがある）場合の“resolution”（以下、「特定第二号措置」）は、次の 2 つである（図表 3 参照）。

**【特定第二号措置】**

- ① 特別監視
- ② 特定資金援助

(出所) 預保法改正法案 126 条の 2 第 1 項第 2 号より作成

図表3 特定第二号措置のイメージ（債務超過等の場合）



(出所) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」

### ① 特別監視

預金保険機構による特別監視（預保法改正法案 126 条の 3 参照）の内容は、特定第一号措置のケースと基本的に同様である（p. 5 参照）。

ただし、特定第二号措置に係る特定認定が行われた場合、内閣総理大臣は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定認定に係る金融機関等に対し、預金保険機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下、「特定管理を命ずる処分」）をすることができる。

#### 【特定管理を命ずる処分の要件】（0r）

- 当該金融機関等の業務の運営が著しく不適切であること
- 当該金融機関等の業務又は債務について、「特定合併等」（p.9 参照）が行われることなく、当該金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること

(出所) 預保法改正法案 126 条の 5 第 1 項より作成

特定管理を命ずる処分があったときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表して業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、預金保険機構に専属する（預保法改正法案 126 条の 5 第 2 項参照）。預金保険機構は、特定管理を命ずる処分に係る業務の全部



又は一部を行わせるため、代理人<sup>10</sup>を選任することができる（預保法改正法案 126 条の 6 参照）。

金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があったときは、当該金融機関等に係る特別監視は、当該特定管理を命ずる処分が終了するまでの間、停止する（預保法改正法案 126 条の 5 第 6 項参照）。

## ② 特定資金援助

預保法改正法案では、事業譲渡等を活用して危機に瀕した金融機関等を救済するにあたって、救済する側の金融機関等への資金援助のスキームが用意されている（図表 3 参照）。

具体的には、「特定合併等」（本頁下記参照）を行う金融機関等で特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下、「特定破綻金融機関等」）でない者（以下、「特定救済金融機関等」）、又は「特定合併等」を行う「特定持株会社等」（銀行持株会社等、保険持株会社等又は指定親会社をいう）で特定破綻金融機関等でない者（以下、「特定救済持株会社等」）は、預金保険機構が、「特定合併等」を援助するため、次に掲げる措置（以下、「特定資金援助」）を行うことを、預金保険機構に申し込むことができる。

### 【特定資金援助】

- 金銭の贈与
- 資金の貸付け又は預入れ
- 資産の買取り
- 債務の保証
- 債務の引受け
- 特定優先株式等の引受け等（※）
- 損害担保

（※）優先株式等の引受け等、特定劣後特約付社債（脚注 7 参照）の引受け、特定劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、金融機関及び銀行持株会社等以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものをいう）による貸付け、株式会社・協同組織金融機関以外のもの出資の引受け又は基金の拠出をいう。

（出所）預保法改正法案 126 条の 28 第 1 項より作成

特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等が行う「特定合併等」とは、次に掲げるものをいう。

<sup>10</sup> 投資者保護基金や保険契約者保護機構が想定されているものと思われる（WG 報告など参照）。

## 【特定合併等】（※）

- 特定破綻金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
- 特定破綻金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
- 事業譲渡等で特定破綻金融機関等がその事業を他の金融機関等に譲渡するもの
- 特定破綻金融機関等の債務の全部又は一部の他の金融機関等による引受け（事業譲渡等に伴うものを除く）
- 株式会社である特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの
- 特定破綻金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関等に承継させるもの
- 特定破綻金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

（※）特定破綻金融機関等の業務に係る動産又は債権であって、特定合併等により特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの（内閣総理大臣が指定するものに限る）は、差し押さえることができないこととされている（預保法改正法案 126 条の 16 参照）。

（出所）預保法改正法案 126 条の 28 第 2 項より作成

特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等は、預金保険機構に対して特定資金援助の申し込みが行われるときまでに、当該特定資金援助の対象たる特定合併等について、内閣総理大臣の認定（以下、「特定適格性認定」）を受けなければならない（預保法改正法案 126 条の 29 第 1 項参照）。

内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特定適格性認定を行うことができる。

## 【特定適格性認定の要件】

- “resolution” に資すること
- 預金保険機構による特定資金援助が行われることが、当該特定合併等を行うために不可欠であること
- 特定合併等が行われることなく、特定破綻金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は債務の不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること

（出所）預保法改正法案 126 条の 29 第 3 項より作成

#### (4) 契約上のベイルインの発動

内閣総理大臣は、“resolution”の対象となる金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る特定認定を行おうとする場合において、当該特定認定に係る金融機関等が社債（バーゼルⅢ上の「その他Tier1 資本調達手段」又は「Tier2 資本調達手段」<sup>11</sup>に該当するものに限る）若しくは優先株式（バーゼルⅢ上の「その他Tier1 資本調達手段」に該当するものに限る）を発行し、又は劣後ローン（バーゼルⅢ上の「Tier2 資本調達手段」に該当するものに限る）による資金調達を行っているときは、これらの資本調達手段について、当該金融機関等の自己資本（その他これに相当するもの）における取扱いを決定する（預保法改正法案 126 条の 2 第 4 項参照）。

これは、“resolution”の実施にあたっては、内閣総理大臣が、金融機関等の資本調達手段に組み込まれた契約上のベイルインを発動させることができるということを意味する。

「ベイルイン」とは、無担保債権のヘアカット（元本削減）又は普通株式への転換を指す。

バーゼルⅢ上、「その他Tier1 資本調達手段」及び「Tier2 資本調達手段」として自己資本に算入するための要件の一つに、ベイルイン（又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置）が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、ベイルインが行われる旨の特約が定められていることがある（「告示<sup>12</sup>」6条4項15号、同7条4項10号参照）<sup>13</sup>。この「特約」が、「契約上のベイルイン」に該当する<sup>14</sup>。

ちなみに、預保法改正法案は、契約上のベイルインの発動条項を、既存の金融危機対応措置である預金保険法 102 条（p. 14 参照）にも増設している点に留意されたい（預保法改正法案 102 条 3 項参照）。

<sup>11</sup> バーゼルⅢにおける「その他 Tier1 資本調達手段」又は「Tier2 資本調達手段」の概要については、それぞれ以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006731.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html)

◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資 T 本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006732.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html)

<sup>12</sup> 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

<sup>13</sup> バーゼルⅢにおけるベイルインの概要については、以下の大和総研レポートも参照されたい。

◆ 「『第 2 の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012 年 9 月 14 日]  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>

<sup>14</sup> なお、預保法改正法案の文言上は、債務超過でないことを前提とした特定第一号措置、そして債務超過等の場合の特定第二号措置のいずれのケースにおいても、契約上のベイルインの発動がなされうることとなっている。しかし、告示の文言上、契約上のベイルインの発動は、ベイルイン（又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置）が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときになされることが想定されていることから、このようなケースに該当する“resolution”は特定第二号措置であると考えることが自然であろう。また、WG 報告においても、契約上のベイルインの発動は、「金融機関等が債務超過等の場合」、すなわち特定第二号措置の対象となるケースが想定されている。

## (5) 減資・事業譲渡等の特例（債務超過等の場合）

特別監視金融機関等が債務超過の（おそれがある）場合又は支払停止の（おそれがある）場合、当該特別監視金融機関等は、裁判所の許可を得ることにより、株主総会等の決議等によらずに次に掲げる事項を行うことができる。

### 【株主総会等の決議等を経ずに行うことができる事項（債務超過等の場合）】

- 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする募集株式の発行に係る募集事項の決定若しくは募集株式の割当ての決定
- 資本金の額の減少
- 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 会社分割
- 保険契約の移転

（出所）預保法改正法案 126 条の 13 第 1 項より作成

また、預金保険機構は、特別監視金融機関等が債務超過の（おそれがある）場合又は支払停止の（おそれがある）場合において、当該特別監視金融機関等の「役員等」（理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人をいう）に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、裁判所の許可を得ることにより、株主総会等の決議等によらずに当該特別監視金融機関等の役員等を解任することができる（預保法改正法案 126 条の 13 第 4 項参照）。

この解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、預金保険機構は、裁判所の許可を得ることにより、株主総会等の決議等によらずに当該特別監視金融機関等の役員等を選任することができる（預保法改正法案 126 条の 13 第 5 項参照）。

## (6) 回収等停止要請

預金保険機構は、特別監視金融機関等の債権者である金融機関等が特別監視金融機関等に対し債権の回収その他債権者としての権利の行使をすることにより、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該金融機関等に対し、事業の譲渡をはじめとする我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことを要請しなければならない（預保法改正法案 126 条の 14 参照）。

## (7) 特定承継金融機関等（ブリッジ金融機関）

内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の「債務承継等」のため「特定承継金融機関等」を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

### 【特定承継金融機関等の設立等の決定】

- 預金保険機構が特別監視金融機関等から「債務等」（「特定事業譲受け等」に係る業務又は債務をいう）を引き継ぐため「特定事業譲受け等」を行う「特定承継金融機関等」を子会社として設立する旨の決定
- 「特定承継金融機関等」が特別監視金融機関等から「債務等」を引き継ぐため「特定事業譲受け等」を行うべき旨の決定

（出所）預保法改正法案 126 条の 34 第 1 項より作成

「債務承継等」とは、「特定承継金融機関等」が「特定事業譲受け等」により債務等を引き継ぎ、かつ、債務等の「弁済等」（その業務の暫定的な継続維持又は債務の弁済をいう）を円滑に行うことをいう（預保法改正法案 126 条の 34 第 1 項参照）。

「特定事業譲受け等」とは、「特定承継金融機関等」による事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割をいう（預保法改正法案 126 条の 34 第 1 項参照）。

そして、「特定承継金融機関等」とは、特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする銀行・保険会社・金融商品取引業者その他の株式会社であって、預金保険機構の子会社として設立されたものをいう（預保法改正法案 126 条の 34 第 3 項参照）。いわゆるブリッジ金融機関である（図表 2 参照）。預金保険機構は、特定承継金融機関等の経営管理を行い、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる（預保法改正法案 126 条の 36 参照）。

預金保険機構は、特定承継金融機関等から、その業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は特定承継金融機関等によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込を受けた場合において、必要があると認めるときは、運営委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる（預保法改正法案 126 条の 37 が準用する預金保険法 98 条 1 項参照）。

## (8) 特定再承継金融機関等（受皿金融機関）

預保法改正法案では、ブリッジ金融機関の債務等の受皿となる金融機関への資金援助のスキームが用意されている（図表 3 参照）。

具体的には、「特定再承継」を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下、「特

定再承継金融機関等」)又は「特定再承継」を行う特定持株会社等で特定承継金融機関でない者(以下、「特定再承継特定持株会社等」)は、預金保険機構が、「特定再承継」を援助するため、特定資金援助(p.9参照)を行うことを、預金保険機構に申し込むことができる(預保法改正法案126条の38第1項参照)。

特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等(いわゆる受皿金融機関(図表2参照))が行う「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

#### 【特定再承継】

- 特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
- 特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
- 特定承継金融機関等がその事業の全部(※)を他の金融機関等に譲渡するもの
- 特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの
- 特定承継金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部(※)を他の金融機関等に承継させるもの
- 特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部(※)を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

(※) 当該特定承継金融機関等の資産の全部又は一部を預金保険機構が買い取る場合にあっては、その買い取られる資産に係る部分を除く。

(出所) 預保法改正法案126条の38第2項より作成

## 6. “resolution” 実施時における早期解約条項の発動の停止

内閣総理大臣は、特定認定を行う場合においては、金融危機対応会議の議を経て、特定認定に係る金融機関等について、デリバティブ取引等を(強制的に終了させ、)ネットィングして清算する一括清算法や、デリバティブ取引等を解除させる破産法・民事再生法・会社更生法の条項<sup>15</sup>は、内閣総理大臣が定めた期間<sup>16</sup>中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる(預保法改正法案137条の3第1項参照)<sup>17</sup>。

<sup>15</sup> これらの条項の発動事由としては、特定認定、特別監視指定を命ずる処分その他の特定認定に関連する措置が講じられたことが想定されている(預保法改正法案137条の3第1項参照)。

<sup>16</sup> 「事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な期間」(預保法改正法案137条の3第1項)をいう。FSBによる報告書や米ドッド・フランク法では、このような発動停止の期間として「2営業日以内」が想定されている。

<sup>17</sup> 早期解約条項の発動の停止は、既存の金融安定化措置である預金保険法102条の措置(p.16参照)を講ずる際にも新たに適用されることとしている(預保法改正法案137条の3第1項参照)。

## 7. “resolution”に係る資金調達・費用負担

### (1) 危機対応勘定における区分経理

預金保険機構は、“resolution”の実施に要する費用については、危機対応勘定において区分経理することとする（預金保険法 121 条・預保法改正法案 40 条の 2 第 2 号参照）。

### (2) 預金保険機構による資金調達

預金保険機構は、“resolution”の実施のため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む）をし、又は預金保険機構債の発行（預金保険機構債の借換えのための発行を含む）をすることができる（預金保険法 126 条 1 項参照）。

政府は、国会の議決を経た範囲内において、預金保険機構の借入れ又は預金保険機構債に係る債務の保証をすることができる（預金保険法 126 条 2 項参照）。

### (3) 費用負担

こうした預金保険機構の資金調達・資金提供によって一時的に支払われた“resolution”の費用は、最終的には特定認定に係る金融機関等の資産売却や事業譲渡等によって賄われることが前提である。

しかし、これらでは不足する場合、預保法改正法案は、「万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則とすることが適当である。ただし、事後負担の徴求により金融システムの安定に極めて重大な支障を生じるおそれがあるといった例外的な場合には、政府補助も可能とする必要がある」（WG 報告）というアプローチを踏襲している。具体的には、以下のとおりである。

預金保険機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、内閣総理大臣及び財務大臣に報告する（預金保険法 123 条 1 項参照）。

内閣総理大臣及び財務大臣は、この報告を受けて必要があると認めるときは、預金保険機構による“resolution”の実施に要した費用に充てるため、金融機関等が納付すべき負担金（以下、「特定負担金」）に係る負担率及び納付期間を定める（預金保険法 123 条 2 項参照）。そして、特定負担金の負担率及び納付期間を定めたときは、官報により公告する（預金保険法 123 条 4 項参照）。

金融機関等は、この公告がされたときは、預金保険機構に対し、特定負担金を納付しなければならない（預保法改正法案 126 条の 39 第 1 項参照）。

特定負担金の額は、各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の

直前の事業年度の末日における負債の額の合計額を12で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、負担率を乗じて計算した金額とする（預保法改正法案126条の39第3項参照）<sup>18</sup>。

政府は、特定負担金のみで“resolution”の実施に係る費用を賄うとしたならば、金融機関等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、預金保険機構に対し、“resolution”の実施に要する費用の一部を補助することができる（預保法改正法案125条1項参照）。

## 8. “resolution”と預金保険法102条の関係

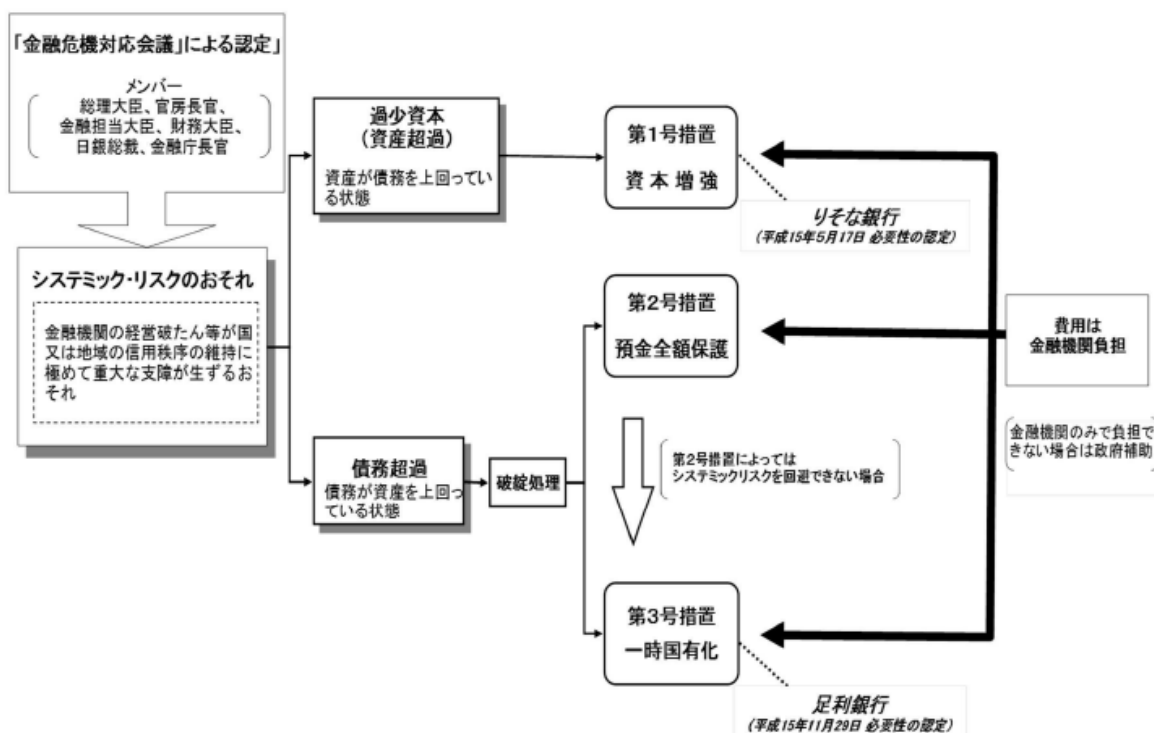
我が国では、金融機関<sup>19</sup>（以下、「預金取扱金融機関」）についてはすでに、金融危機対応のための金融安定化措置として、預金保険法102条が据えられている。同条は、内閣総理大臣が金融危機対応会議の議を経てシステミック・リスクのおそれを認定した場合、ケースの特性に応じて、資本増強（第1号措置）、預金全額保護（第2号措置）、一時国有化（第3号措置）を講ずる必要がある旨認定できることを定めている（図表4）。2003年のりそな銀行の資本増強、足利銀行の一時国有化は、同条に基づく金融安定化措置である。

<sup>18</sup> もっとも、特定負担金が金融機関等を子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社等（以下、「納付金融機関等」）を通じて納付される場合は、特定負担金の額は、各納付金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における連結負債合計額に、当該各金融機関等の負債の額が連結負債合計額に占める割合を乗じて計算した金額を12で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、負担率を乗じて計算した金額とする（預保法改正法案126条の39第4項参照）。

<sup>19</sup> 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫をいう。



図表4 預金保険法 102 条における金融危機対応のための金融安定化措置



(出所) WG 第 11 回「付属資料」

もともと、WG では、これらの預金取扱金融機関以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）については、「市場等を通じてグローバルに伝播するような危機に対して、その秩序ある処理が必ずしも制度的に担保される枠組みが整備されていない」（WG 報告）ことから、新たな制度を設ける必要が指摘されていた。

また、金融審議会は、すでに預金保険法 102 条に基づく金融安定化措置でカバーされる預金取扱金融機関についても、「現在の金融危機対応措置に加えて、金融システムの安定を図るために必要な債務等を保護することを可能とする制度を設けることで、事案に応じた柔軟な対応が可能となる」（WG 報告）としている。

章のタイトルを確認すると、預金保険法 102 条は「第七章 金融危機への対応」に含まれているのに対し、“resolution” は新設の「第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置」にて提案されている。

“resolution” と預金保険法 102 条の適用関係は、図表 5 のとおりとなる。

図表5 “resolution” と預金保険法 102 条の適用関係

	預金取扱金融機関	ノンバンク (証券会社・保険会社等)
預金保険法102条	○	×
“resolution”	○	○

(出所) 預保法改正法案を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、預保法改正法案は、既存の預金保険法 102 条と新設する“resolution”を併存させていくことを前提としているが、そのことが預金取扱金融機関に関する両者の関係性を理解することを困難にしているものと思われる。

というのも、両者は、その発動の認定（金融危機対応会議による認定）、債務超過をしていない場合の資本増強、そして費用負担（負債額をベースとした業界の事後負担を原則）について、重複するアプローチを採っているためである<sup>20</sup>。また、預保法改正法案が提案しているブリッジ金融機関や受皿金融機関の設置についても、すでに預金保険法のもとで定められている。

そのため、預保法改正法案の提案は、預金取扱金融機関にとっては大きな意味を持たない可能性がある。もっとも、これまでとは異なり、預金取扱銀行以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）の破綻に際しても費用負担を求められ得ることにはなる。

これに対して、預金取扱金融機関以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）にとっては、預保法改正法案の提案は大きな意味を持つ。というのは、（一時国有化は想定されていないとはいえ、）これまでは預金取扱金融機関のみを対象としてきた、公的資金注入の対象に新たに追加され得ることになるためである<sup>21</sup>。このことが、リスクテイクするノンバンク（証券会社・保険会社等）の本質を揺るがすこととならないよう、実際の手続にあたっては慎重なアプローチが求められよう。

## 9. 施行スケジュール

預保法改正法案は、正式な法律の公布の日から 9 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定である。

以上

<sup>20</sup> ただし、既存の預金保険法 102 条の費用を負担する「業界」が預金取扱金融機関のみで構成されているのに対し、新設する“resolution”の費用を負担する「業界」は、預金取扱金融機関のみならず、預金取扱金融機関以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）を含む金融業全体で構成されている点に留意されたい。

<sup>21</sup> 預保法改正法案の提案にかかわらず、現行の投資者保護基金や保険契約者保護機構による補償スキームは維持されている点に留意されたい。